

訪問介護 ケアフィット
「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(横浜市 1473103222)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも申請中の方であればサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | ケアフィット合同会社 |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県横浜市戸塚区汲沢一丁目5番1-2号 |
| (3) 電話番号 | 045-342-6671 |
| (4) 代表者氏名 | 代表社員 三浦 智央 |
| (5) 設立年月日 | 令和5年8月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業 |
| (2) 事業所の名称 | 訪問介護 ケアフィット |
| (3) 事業所の所在地 | 神奈川県横浜市港南区日野南5-9-12
港南台コーポラス101 |
| (4) 電話番号 | 045-342-6671 |
| (5) 管理者 | 三浦 智央 |
| (6) 開設年月日 | 令和6年1月1日 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

神奈川県横浜市港南区、戸塚区、栄区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 9:00～18:00 ※営業時間以外は、転送サービス対応 ただし、祝日、8月11日から8月14日、 12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	月～日 9:00～18:00 ※その他時間帯は要相談

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	合計
管理者	—	1名	—	—	1名
サービス提供 責任者	2名	—	—	—	2名
訪問介護員	1名	1名	5名	—	7名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 身体介護

- ・食事介助・・・準備・配膳・摂食介助・後片付け等
- ・入浴介助・・・清拭・部分浴・全身浴・洗面等
- ・排泄介助・・・トイレ誘導及び介助・オムツ交換等
- ・体位交換・・・安楽な姿勢保持・褥瘡予防による体位交換等
- ・外出介助・・・外出準備・交通機関（バス等）の乗降介助等

② 生活援助

- ・買物・・・日用品等の買物・薬の受け取り等
- ・調理・・・一般的な調理・配膳及び後片付け等

- ・清掃・・・室内やトイレ、卓上等の清掃・ゴミ出し等
- ・洗濯・・・洗濯機及び手洗いによる洗濯・乾燥（物干し）、取り入れと収納・アイロンがけ等

③ その他のサービス

介護相談等 介護でお困りの事はお気軽にご相談下さい。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明、ご利用者の同意をいただきます。介護保険制度改定についての内容説明とご利用者同意についてご参照してください。

〈サービス料（１）介護給付費〉

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① ご利用料金等

② 交通費

訪問介護員が実施地域内の利用者宅に訪問する場合、交通費はかかりません。但し、利用者宅よりサービス提供の為にかかる交通費は実費となります。

③ キャンセル料

急なキャンセル（当日キャンセル）の場合は1,500円を請求させていただきますのでキャンセルが必要となった場合は至急ご連絡下さい。

◆生活援助 （要介護1～5の方）の場合

生活援助が中心である場合	時間	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き 続き生活援助を 行う場合	20分以上
	単位数	179単位	220単位		65単位
	1割	199円	245円		73円
	2割	398円	490円		145円
	3割	597円	734円		217円

◆身体介護 （要介護1～5の方）の場合

時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満
単位数	163単位	244単位	387単位	567単位
1割	182円	272円	431円	631円
2割	363円	543円	861円	1261円
3割	544円	814円	1291円	1892円

※90分以降は30分ごとに82単位が加算されます。

※夜間（18：00～22：00） または早朝（6：00～8：00）の場合、25%増し

※深夜（22：00～6：00）の場合、50%増し

※訪問介護員2名派遣の場合 200/100

※利用者負担算出方法（1割負担の場合）

地域単価(10, △△)×単位数=〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

◆訪問初回加算・・・1月につき 200単位

◆緊急時訪問介護加算・・・1回につき100単位

◆処遇改善加算Ⅰ・・・上記金額に24.5%加算されます。

所定単位数にサービス加算率を乗じ算出します。

※ご利用点数に245/1000の加算率を乗じ算出 所定単位により変動します。

◆特定事業所加算Ⅰ・・・上記金額に20%加算されます。

所定単位数にサービス加算率を乗じ算出します。

※ご利用点数に200/1000の加算率を乗じ算出 所定単位により変動します。

◆生活機能向上連携加算（Ⅰ）・・・100単位

生活機能向上連携加算（Ⅱ）・・・200単位

自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実地時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し両者の共同による訪問介護計画を作成する。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。

介護保険外訪問介護サービス 1,650円/30分

（3）利用料金お支払い方法

① 前記（1）、（2）の料金・費用はサービス利用終了後翌月10日以降に請求書を発行しますので、翌月月末までにご集金又はお振込み、口座振替にてお支払いいただきます。

② 現金でのお支払いも翌月末日までとさせていただきます。

（4）サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定訪問介護サービスの利用を中止することができます。

この場合には、サービス提供の24時間前までに事業所に申し出てください。

【連絡先】（電話番号）045-342-6671

（5）サービス利用の変更

利用者が指定訪問介護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。

該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

6. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口〔職名〕 管理者：三浦 智央

○受付時間 月曜日～金曜日（9：00～18：00） 電話番号 045-342-6671

（2）行政機関その他苦情受付機関

神奈川県国民健康保険団体 連合会	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447
港南区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市港南区港南4丁目2-10 電話番号 045-847-8495
戸塚区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市戸塚区戸塚町16番地17戸塚区総合庁舎 2階 電話番号 045-866-8452
栄区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市栄区桂町303番地19栄区役所本館2階 電話番号 045-894-8547
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎16階 電話番号 045-671-2356

※ 第三者評価制度の実施状況無し

※ 情報公表制度の実施無し

7. 事故の対応について

- （1）サービス提供により事故が発生した場合には、市区町村、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関してとった処置について記録します。
- （2）事業者のサービス提供において、故意又は過失により利用者に与えた損害に対して事業者は責任を負う。損害賠償の内容については、双方又は代理人が協議の上決定する。
- （3）前項の場合、利用者にも故意又は過失が認められ、かつ利用者の心身の状況を勘案して相当と認められる場合には損害賠償額を減ずる事ができるものとします。
- （4）事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 利用者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等サービス提供に必要な重要事項を故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して起きた損害
 - ② 利用者が、サービス開始後、サービス提供に必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して起きた損害

- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が適切に提供したサービスを起因としない事由に専ら起因して起きた損害
- ④ 利用者が、事業者及びサービス従事者の注意・指示・依頼・に反して行った行為に専ら起因して起きた損害
- ⑤ サービス従事者が適切に巡回・見守り・転倒転落抑止対策を実施していたにも関わらず、利用者の心身の事由による転倒転落事故に起因して起きた損害

8. 緊急時の対応

事業所は現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

9. 高齢者虐待防止の推進

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止するための従業者に対する研修の実施をいたします。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などの活用可能）を定期的で開催するとともにその結果について従業者へ周知徹底を図ります。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。

10. 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時的）を記録します。

11. 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生等において、利用者に対して必要なサービス提供を継続的に提供出来る体制を構築するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施いたします。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとします。

12. 衛生管理について

- (1) 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理をいたします。
- (2) 事業所の消毒液設置及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症発生及びまん延防止について次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症発生予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に（おおむね6カ月に一回以上）開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症発生予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③事業所において従業者に対し感染症発生予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施いたします。